

発委第3号

別海町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

令和 7年 3月14日

別海町議会議長 西 原 浩 殿

提出者 別海町議会議会運営委員会
委員長 小 椋 哲 也

別海町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

別海町議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年別海町条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第２条第４項ただし書中「平成１４年別海町条例第４２号。以下「情報公開条例」という。」を「平成１４年別海町条例第４２号」に改め、同条第１０項中「以下」を「第１２条第５項において」に、「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第１２条第５項中「及び第２９条」を削り、同項の表中「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める。

第１７条第１項各号列記以外の部分中「以下」を「第３項において」に改め、同条第２項第１号中「給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他」を「給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又は」に改める。

第１８条第１項中「議会の保有する」を削り、同条第２項中「この章において」及び「この章及び第４８条において」を削る。

第３１条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３２条第３項中「この章において」を削る。

第３８条第１項ただし書中「この章において」を削り、同条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３９条第３項中「この章において」を削る。

第４５条第１項中「個人情報保護審査会条例」の次に「（令和５年別海町条例第３号）」を加える。

第４７条中「第４章」を「前章」に改める。

第４８条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。